

# 重要事項説明書

(指定訪問看護)

## 1. 事業者(法人)の概要

事業者名	株式会社すまいる
主たる事務所の所在地	〒547-0011 大阪市平野区长吉出戸6丁目14番30号
代表者(職名・氏名)	代表取締役 松本 行正
設立年月日	2022年 4月 1日
電話番号	06-6797-5690

## 2. 事業所の概要

事業所名	すまいる訪問看護ステーション	
所在地	〒546-0002 大阪市東住吉区全1丁目11番3号パルテール21303号室	
電話番号	06-6718-7547	
指定年月日・事業所番号	2025年 5月 1日	
管理者名	徳永 真理	
サービス提供地域	東住吉区・生野区・天王寺区 阿倍野区(一部)・平野区(一部)・東成区(一部)	

## 3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名(常勤)
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	1名(常勤) 1名(非常勤)
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	0名(常勤) 0名(非常勤)
作業療法士		0名(常勤) 0名(非常勤)
言語聴覚士		0名(常勤) 0名(非常勤)
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	0名(常勤) 0名(非常勤)

## 4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで ただし、祝日(振替休日を含む)及び 年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。	午前9時00分 ～ 午後6時00分

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

## 5. 提供するサービスの内容

「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

- ①病状・心身の状況ケア
  - ②清潔ケアなどの日常生活援助
  - ③お母様の精神的他ケア
  - ④リハビリ指導
  - ⑤育児支援
  - ⑥人工呼吸器、在宅酸素、経管栄養などの医療的ケア
  - ⑦発達に応じた育児支援
  - ⑧母乳育児(授乳介助)
  - ⑨留守番看護
- 必要に応じたケアを提供します。 等

## 6. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

## 7. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健・福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

## 8. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等の記録を作成いたします。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、ご利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

## 9. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2) この金額は、医療保険制度に基づく金額になります。
- (3) 医療保険対象外の実費は、全額自己負担となります。
- (4) 利用者負担金は、毎月 日にご指定の金融機関の口座から引落となります。

## 10. その他費用(交通費、キャンセル料について)

### 1. 交通費

ご利用者の居宅・訪問先が通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。

### 2. キャンセル料

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

すまいる訪問看護ステーション 連絡先：06-6718-7547

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。

当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料金：利用料の半額

## 11. 秘密保持

事業所及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、訪問看護計画の作成や市町村の実施する保険福祉サービスの連携をするにあたり、関係者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

## 12. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名: 三井住友海上火災保険会社
保険名 : 訪問看護事業者賠償責任保険
補償内容: 対人 15,000万円(1事故) 物損 1,000万円(1事故)

## 13. 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 14. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	06-6718-7547	FAX番号	06-6718-7548
担当者	管理者 徳永 真理		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

## 15. サービス利用に関する留意事項

- ①サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。  
看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ②看護師等は、健康保険法等に基づいて、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

## 16. 虐待防止について

当該事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために以下の対策を講じます。

- ①虐待防止責任者を選任しています。
- ②苦情解決のための体制を設備しています。
- ③研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ④サービスの提供中に、医療従事者又は養護者(家族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

虐待防止責任者
---------

徳永 真理
-------

年 月 日

【説明確認欄】 私は以上のとおり重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

<利用者> 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

※上記代理人(代理人を選任した場合)

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

【説明確認欄】 以上のとおり重要事項について文書を交付し、説明しました。

<事業主> (事業者)  
住 所 大阪市平野区長吉出戸6丁目14番30号  
事業者名 株式会社すまいる  
代表者 代表取締役 松本 行正



(事業所名)  
住 所 大阪市東住吉区杭全1丁目11番3-303号室  
事業所名 すまいる訪問看護ステーション  
管理者名 徳永 真理

説明者 氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟